



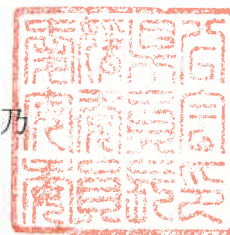
○公 告

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。

令和 8 年 9 月 30 日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃



1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施日時及び定員

警備業務の区分	実施日時			定員
	実施日	新規取得	追加取得	
法第 2 条第 1 項第 4 号 に係る警備業務	12 月 2 日（水）	10:00～17:00		30 人
	12 月 3 日（木）	9:00～17:00		
	12 月 4 日（金）	9:00～17:00		
	12 月 7 日（月）	9:00～17:00	11:00～17:00	
	12 月 8 日（火）	9:00～17:00	9:00～15:00	
	12 月 9 日（水）	9:00～12:00	9:00～12:00	

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせての人数

2 実施場所

愛媛県松山市一番町 2 丁目 6 番地 15 伊予鉄会館別館ビル 2 階

一般社団法人 愛媛県警備業協会 会議室

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

最近 5 年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講しようとする警備業務区分以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記 3(1)に該当する者

4 受講申込に必要な書類

(1) 新規取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）

（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの） 1 通

イ 最近5年間に当該警備業務に3年以上従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（警備業法施行細則様式第6号）

ウ 履歴書（所属警備業者と従事していた警備業務の内容を明記すること。）

(2) 追加取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

イ 資格者証の写し又は講習修了証明書の写し

ウ 前記4(1)イ及びウの書面

(3) その他

申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、4(1)イの書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、受講対象者に該当することを誓約する書面（警備業法施行細則様式第7号）及び前記4(1)ウの書面を提出すること。

5 受講申込手続

(1) 受講申込期間

令和8年10月27日（火）から同年11月2日（月）までの間

※ ただし、受付は先着順とし、定員となり次第締め切ることとする。

(2) 受講申込書の提出先

ア 受講申込者の住所地又は所属営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 愛媛県外に住所地を有する者は、愛媛県内の最寄りの警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

※ ア、イいずれの場合も、本人が受講申込書等を直接持参し、申込みを行うこと。

6 受講手数料

(1) 新規取得講習

34,000円

(2) 追加取得講習

10,000円

(3) 受講手数料の納付方法

ア 受講手数料相当額の愛媛県収入証紙を準備し、講習初日の受付時に納付すること。
なお、一度納付した手数料は、原則返還しない。

イ 受付時に受講手数料が納付できない場合は、講習を受けることはできない。

7 講習の委託先

愛媛県松山市一番町2丁目6番地15 一般社団法人 愛媛県警備業協会

8 その他

(1) 最終日に、筆記の方法による修了考査を実施する。

(2) 筆記用具を持参すること。

(3) 講習についての問い合わせは、愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話 089-934-0110 内線3184）に行うこと。